

【支援事業支援計画のイメージ】(量の見込み・確保方策部分)

〇県支援事業支援計画では、教育・保育施設及び地域型保育事業を、区域ごとに、平成31年度までの5年間分の量の見込み・確保方策を記載する。

教育・保育施設及び地域型保育事業

〇〇区域	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)	500人	300人	200人	500人	300人	200人	500人	300人	200人	500人	300人	200人	500人	300人	200人	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 (特定教育・保育施設)	300人	250人	100人	300人	250人	120人	300人	300人	150人	300人	300人	150人	300人	300人	150人
	(確認を受けない幼稚園) ※1	200人			200人			200人			200人			200人		
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			20人			40人			50人			50人			50人
	認可外保育施設 ※2															
②-①	0人	▲50人	▲80人	0人	▲50人	▲40人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

※1 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園をいう。

※2 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をいう。

認定区分

1号認定:法第19条第1項第1号に該当する認定 ⇒ 教育標準時間認定(教育のみ)

2号認定:法第19条第1項第2号に該当する認定 ⇒ 3~5歳 保育認定(保育の必要性あり)

3号認定:法第19条第1項第3号に該当する認定 ⇒ 0~2歳 保育認定(保育の必要性あり)